

契約主管課発注の建設工事に係る総合評価競争入札試行要領

平成 16 年 9 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要領は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 10 の 2（第 167 条の 12 第 4 項及び第 167 条の 13 において準用する場合を含む。）の規定に基づき、建設工事に関する入札を総合評価一般競争入札又は総合評価指名競争入札（以下「総合評価競争入札」という。）により実施する場合の事務処理について必要な事項を定める。

(適用範囲)

第 2 条 この要領は、次に定める建設工事（設計及び施工の一括発注を含む。）に係る請負契約を締結しようとする場合に適用する。

- (1) 入札者の提示する性能、機能、技術等（以下「性能等」という。）によって、工事価格に工事に関連して生じる補償費等の支出額及び収入の減額相当額（以下「補償費等の支出額」という。）並びに維持更新費を含めたライフサイクルコストを加えた総合的なコストに相当程度の差異が生じると認められる工事
- (2) 入札者の提示する性能等によって、工事価格の差異に比べ、工事目的物の初期性能の持続性、強度、安全性などの性能又は機能に相当程度の差異が生じると認められる工事
- (3) 環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、省資源対策又はリサイクル対策を必要とする工事であって、入札者の提示する性能等によって工事価格の差異に比べ対策度に相当程度の差異が生じると認められる工事

(学識経験を有する者の意見の聴取)

第 3 条 総合評価競争入札を行おうとするときは、あらかじめ、地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）第 12 条の 4 第 1 項各号に掲げる事項その他必要な事項に関し、2 人以上の学識経験を有する者の意見を聴かななければならない。

(入札公告及び入札通知)

第 4 条 総合評価一般競争入札を実施しようとするときは、芦屋市契約規則（昭和 62 年芦屋市規則第 6 号。以下「規則」という。）第 3 条の規定により公告をしなければならない事項のほか、次の事項について公告する。

- (1) 総合評価一般競争入札による旨
- (2) 当該総合評価一般競争入札に係る落札者決定基準

2 総合評価指名競争入札を実施しようとするときは、規則第 16 条第 2 項の規定により通知しなければならない事項のほか、次の事項について通知（公募型指名競争

入札の場合は公表)する。

(1) 総合評価指名競争入札による旨

(2) 当該総合評価指名競争入札に係る落札者決定基準

(総合評価競争入札による応札)

第5条 入札者は、価格及び性能等をもって入札するものとし、入札書には、評価の対象とする性能等の要求要件(以下「技術的要件」という。)に関する書類を添付するものとする。

(落札者決定基準)

第6条 建設工事に関する入札に当たり、総合評価競争入札を行おうとするときは、当該総合評価競争入札に係る申込みのうち、価格その他の条件が本市にとって最も有利なものを決定するための基準(以下「落札者決定基準」という。)を定めるものとする。

2 落札者決定基準を定めようとするときは、当該落札者決定基準を定めるに当たって留意する事項に関し、2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならないものとする。

3 落札者決定基準には、評価基準、評価の方法、落札者決定の方法その他の基準を定めるものとする。

(評価基準)

第7条 評価基準は、性能等に係る評価項目及び得点配分その他評価に必要な事項とし、それぞれ次に掲げる事項とする。

(1) 評価項目

ア 評価項目は、技術的要件に応じて設定するものとし、必須の項目とそれ以外の項目に区分する。

イ 必須の項目については、各項目毎に最低限の要求要件を示し、この要求要件を満たしていないものは不合格とする。

(2) 得点配分

ア 各評価項目の基礎点及び評価に応じて与えられる得点(以下「加算点」という。)を定めることにより行う。

イ 必須の項目については、要求要件を満たしている場合には基礎点を与え、更に最低限の要求要件を超える部分について加算点を与える。

ウ 必須の項目以外の項目については、各項目毎に加算点を与える。

エ 各評価項目に対する得点配分は、その必要度及び重要度に応じて定める。

(3) その他評価に必要な事項

補償費等の支出額等を評価する場合においては、当該費用について評価項目と

しての得点を与えず，評価値の算出において入札価格に当該費用を加算する。

2 評価基準が前項により難しい場合は，別に定める。

（評価の方法）

第8条 価格及び性能等に係る総合評価は，入札者の申込みに係る性能等の各評価項目の得点の合計を当該入札者の入札価格（補償費等の支出額を評価する場合においては，入札価格にその費用を加算した価格）で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

算式

評価値 = 性能等の各評価項目の得点の合計 ÷ 入札価格

2 評価の方法が前項により難しい場合は，別に定める。

（落札者決定の方法）

第9条 落札者を決定しようとするときは，予定価格の制限の範囲内の価格をもって行われた入札のうち，価格その他の条件が本市にとって最も有利なもの決定に関し，2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

2 落札者は，次の要件に該当する入札者のうち，評価値の最も高い者とする。

(1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。

(2) 入札に係る性能等が入札公告又は入札通知において明らかにした技術的要件のうち，必須とされた項目の最低限の要求要件を全て満たしていること。

(3) 評価値が，予定価格の算出の前提となる状態で想定される得点（必須の項目毎に設定した最高得点の合計）を予定価格（補償費等の支出額等を評価する場合においては，予定価格に予定価格の算出の前提となる状態で想定される補償費等の支出額等を加算した価格）で除した数値を下回っていないこと。

3 評価値の最も高い者が2人以上あるときは，くじ引きにより落札者を決定する。

（補則）

第10条 この要領に定めるもののほか，この要領の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は，平成16年9月1日から施行する。

附 則

この要領は，平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は，平成23年4月1日から施行する。